

## 会議名 令和4年度手数料適正化検討委員会

◇詳細－政策経営部財政課 電話 03-4566-2521

附属機関又は 会議体の名称		手数料適正化検討委員会
事務局（担当課）		政策経営部財政課
開催日時		令和4年10月11日
開催場所		本庁舎政策経営部会議室
議 題		1. 豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例の一部改正について 2. その他
公開の 可否	会 議	非公開
		非公開・一部公開の場合は、その理由 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障があるため非公開とする。
	会議録	一部公開
		非公開・一部公開の場合は、その理由 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障があるため一部公開とする。
出席者	委 員	政策経営部長（委員長）、区民部長（副委員長）、財政課長、行政経営課長、総合窓口課長、生活衛生課長、土木管理課長、ごみ減量推進課長
	事務局	財政課2名
会議次第		(1) 議題の案件について説明 (2) 質疑応答

## ◎ 会議の概要等

下記の議題について、所管課長、事務局担当者より説明を行った。

### 1 豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例の一部改正について

#### (1) 廃棄物処理手数料の改正に伴う手数料規定の改正（ごみ減量推進課）

##### (資料1)

廃棄物処理手数料は、特別区長会において23区共通の単価（円/kg）が示されており、4年ごとに手数料額の見直し・改定が行われている。平成29年10月に改定され、4年目にあたる令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し改定が見送られてきたが、廃棄物処理原価と現行手数料の乖離を解消するため、令和4年6月の特別区長会において令和5年10月の改定が了承された。これを受けて、「豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例」に規定する廃棄物処理手数料の改定を行うとともに、粗大ごみ処理手数料の上限額の改正を行う。なお、粗大ごみ処理手数料の品目別の処理手数料は、別途「豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する規則」において定める。

⇒改正案について承認した。

#### 【委員からの質問とそれに対する回答】

・平成29年度には、動物死体処理手数料も併せて改正されているが、今回は改正の必要はないのか。

⇒動物死体処理手数料については、廃棄物処理手数料は適用されていないため、今回の改正による影響はない。

### 2 その他

なし

会議の結果	・提示された豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例案について、手数料適正化検討委員会で承認したものとし、令和4年第4回定例会に改正案を上程する。
提出された資料等	資料1（1－（1）関係） ①説明資料【ごみ減量推進課長】、②新旧対照表、 ③④特別区長会総会報告結果、⑤財政効果等
その他	なし